

任期付職員（不動産鑑定士）の募集について

国土交通省土地・建設産業局地価調査課では、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成12年法律第125号（以下「任期付職員法」という。）に基づき、以下の職種の職員を募集いたします。

1. 職 種

土地・建設産業局 地価調査課地価公示室 鑑定官

2. 職務内容

- ①地価公示のための地価の調査に関すること
（標準地の選定及び検討、担当標準地の決定、鑑定評価結果の審査及び調整等）
- ②都道府県の地価調査の実施に関する指導に関すること
- ③国土利用計画法に基づく土地に関する権利及び遊休土地の評価に関すること
- ④地価関連情報に関する専門的な事項についての分析に関すること
- ⑤上記①から④の業務に関するに各種調査、分析、基準等の検討等

3. 募集人員

1名

4. 雇用期間

平成25年4月1日から原則3年間

5. 勤務地

国土交通省土地・建設産業局地価調査課地価公示室
（東京都千代田区霞ヶ関2-1-3 中央合同庁舎第3号館）

6. 応募条件等

不動産鑑定士として、不動産鑑定評価業務、又は関連する調査・分析等に従事した経験を有し、不動産鑑定評価についての十分な知識を有すること。

ただし、以下に該当する方は応募できません。

- ① 日本国籍を有しない者
- ② 国家公務員法（昭和22年法律第120号）第38条規定により国家公務員となることができない者
 - ・ 成年被後見人又は被保佐人
 - ・ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ・ 懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

7. 採用形態

任期付職員法に基づき、常勤の国家公務員として採用予定

8. 給 与

任期付職員法に基づき支給

9. 応募方法

本ホームページに添付する、別添の履歴書、志望動機等の様式をダウンロードし、必要事項を記載し、不動産鑑定士資格証明書の写しを添付の上、下記の書類提出先に郵送にて提出してください。

10. 書類提出先

〒 100-8918

東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3 中央合同庁舎第3号館
国土交通省土地・建設産業局 地価調査課 総務・人事担当

11. 応募締切

平成25年1月25日（金）必着

12. 選考方法

(1) 一次選考：書類選考

(2) 二次選考：一次選考合格者に対してのみ面接審査

（実施日時は、後日、一次合格者に直接お知らせいたします。）

13. お問い合わせ先

国土交通省土地・建設産業局 地価調査課 総務・人事担当
Tel 03 (5253) 8377

14. そ の 他

ご応募の際に提出いただいた資料は、返却いたしません。